



鳥取県公報

平成 21 年 11 月 30 日(月)
号外第 1 2 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(66) (議会事務局総務課) 3

==== 公布された条例のあらまし =====

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

知事等の期末手当が引き下げられたことにかんがみ、議員の期末手当の支給割合を引き下げる。

2 条例の概要

(1) 議員の期末手当の支給割合を年100分の274（現行 年100分の290）に引き下げる。

ア 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を100分の134（現行 100分の150）とする。

イ 平成22年1月1日以降に支給される期末手当の支給割合について、6月に支給されるものにあつては100分の132（現行 100分の140）と、12月に支給されるものにあつては100分の142（アによる改正後の支給割合 100分の134）とする。

(2) 施行期日は、平成21年12月1日とする(1)のアを除き、平成22年1月1日とする。

条 例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第66号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当） 第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には<u>100分の134</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当） 第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の132</u>、12月に支給する場合には<u>100分の142</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得</p>	<p>（期末手当） 第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には<u>100分の134</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得</p>

た額とする。	た額とする。
--------	--------

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成21年12月1日から施行する。